



福祉医療費受給者証が更新になります



現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が平成29年7月31日の方は使用できなくなります

- ・対象者には7月末までに新しい受給者証を送ります。
- ・8月以降病院で受診される際は有効期限を確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
- ・市で平成28年中の所得が把握できない方(1月1日以降の転入者、未申告者)は前住所地より所得課税証明書の取り寄せや申告を行う必要があります。該当する方には別途通知いたします。

○期限切れの受給者証は各自破棄してください。自治体職員を装い、受給者証や保険証などを騙し取る事件が多発しています。市職員が直接回収に伺うことはありませんのでご注意ください。

○加入されている健康保険(社保、共済、国保等)が変更になった場合には、速やかに市民課及び各窓口センターにて手続きをお願いします。

《次の方はご相談ください》

○65歳以上かつ身体障害者手帳4～6級をお持ちの方で、福祉医療費受給者証をお持ちでない方

→国民健康保険加入者や社会保険被扶養者で、本人や同一世帯家族の所得金額が基準額を超えていなければ、「高齢身体障害者」に該当し福祉医療の対象となります。

○高校生世代以下(18歳に達する日以後で最初の3月31日を迎えていない者)で、両親の一方が身体障害者手帳1～2級程度の障害を有している場合

→障害の程度や内容により「ひとり親家庭」の要件に該当し、福祉医療の対象となる場合があります。現在「乳幼児」の福祉医療を受給中の方も、上記の場合にご相談ください。

◇福祉医療を受けるためには必ず交付申請が必要です。遡及しての申請はできませんので、上記に該当すると思われる方は、市民課までご相談ください。

70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります

国保に加入されている70歳以上の方の限度額について見直しが行われ、平成29年8月から変更されます。世代間の公平と負担能力に応じた負担とする見直しです。みなさんの国保制度を維持していくためご協力をお願いします。

《自己負担限度額(月額)》

所得区分	外来の自己負担限度額	外来+入院(世帯ごと)の自己負担限度額	所得区分	外来の自己負担限度額	外来+入院(世帯ごと)の自己負担限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円	一般	14,000円	57,600円
低所得者II	8,000円	24,600円	低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円	低所得者I	8,000円	15,000円

H29年8月
から変更
⇒

【70歳以上の方の所得区分】

※申請により区分が「一般」となる場合があります。

現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる方。※

一般…現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の方。

低所得者II…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方。(低所得者Iを除く)

低所得者I…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。

詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 市民課国保年金係 ☎62-1118 合川総合窓口センター ☎78-2112
 森吉総合窓口センター ☎72-3115 阿仁総合窓口センター ☎82-2112

国民年金保険料の免除制度

7月から「平成29年度国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請受付がはじまります

国民年金の第1号被保険者(学生・自営業・農林漁業者・無職の方)は、毎月の保険料を納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業など、保険料を納めることが難しい場合は、未納のままとせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は「学生納付特例制度」を利用してください。



保険料免除制度

保険料の免除制度は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分1免除の4種類があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部が免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

保険料納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは、30歳未満が納付猶予制度の対象となります。

保険料の免除や納付猶予となった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除期間は保険料を収めた時に比べて減額されます。

免除を受けた期間は、10年以内であれば追納が可能です。追納することで、老齢基礎年金の減額がなくなります。(追納時は、加算金が上乗せされます)

【お問い合わせ】 市民課国保年金係 ☎62-1118 ※日本年金機構のホームページにも詳しく
鷹巣年金事務所国民年金課 ☎62-1490 <掲載しています。>

年金を受け取るための納付期間が短縮

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」で予約の上、お早めに手続きをお願いします。

【問合せ】 鷹巣年金事務所 ☎62-1490

老後の備えは大丈夫ですか? 国民年金基金がお手伝いします

国民年金基金は、老齢基礎年金の上積み年金として給付を行う公的な年金制度です。掛金全額が「社会保険料控除」になるほか、税制面でも優遇されるたいへん有利な制度です。

誰にでも必ず訪れる「老後」の備えとして、詳しい資料をご覧ください。

【問合せ】 秋田県国民年金基金 ☎0120-65-4192

